

超長期国債先物取引における取引単位及び即時約定可能値幅の見直し等に伴う 業務規程等の一部改正について

2022年1月5日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2022年4月4日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、超長期国債先物取引における取引単位及び即時約定可能値幅の見直し等に伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. 超長期国債先物取引に係る取引単位の変更

- ・超長期国債先物取引の取引単位を額面1千万円とします。

2. 超長期国債先物取引に係る即時約定可能値幅の変更

- ・超長期国債先物取引について、レギュラー・セッション及びクロージング・オークションに適用する即時約定可能値幅を90銭とします。

3. 国債証券先物取引に係る取引の種類の変更

- ・超長期国債先物取引を取引単位が額面1千万円の受渡決済型商品とすることに伴い、Large取引/Mini取引という種類の名称を改め、現物先物取引/現金決済先物取引とします。

4. 超長期国債先物取引に係る取引手数料等の変更

- ・超長期国債先物取引の取引手数料を1取引単位につき10円、受渡決済手数料を1取引単位につき1円、ギブアップ負担金を1取引単位につき1円とします。

5. 超長期国債先物取引に係る建玉報告数量の変更

- ・超長期国債先物取引の建玉報告数量を取引単位の5,000倍の数量とします。

6. その他

- ・その他所要の改正を行うものとします。

(備考)

- ・業務規程第29条

- ・業務規程施行規則第20条第4項第1号

- ・業務規程第3条及び第4条

- ・取引参加者料金等に関する規則第2条第5項第1号、別表1

- ・業務規程施行規則第27条の3

- ・業務規程第4条の2及び第4条の3等

III. 施行日

2022年4月4日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2022年4月4日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日以後の当社が定める日から施行します。

以 上